

業者各位

航空自衛隊第6航空団契約担当官

同等品で対応される場合の手続きについて

同等品を可能としている物品については、例示品として示したメーカー・型番の品目の他、それと同等以上の機能等を有する製品（同等品）による契約が可能です。

ただし、同等品を提示する場合は、以下の手続きにより事前に同等品確認申請を行って下さい。

1 同等品の定義

同等品とは、規格・品質・性能等が例示品と同等以上であるものをいいます。

2 同等品審査の方法

同等品確認申請を行おうとされる方は、指定する日時までに、「同等品確認申請書」に、当該申請物品の諸元が確認できるカタログ等を添付して、会計隊契約班へ提出して下さい。

3 同等品確認結果の通知

指定する日時までに提出された「同等品確認申請書」については、同申請書の「判定等」欄に、可否の審査結果を記入したものを返送（郵送、FAX、メール及び手交）することにより通知致します。

なお、審査結果が入札（見積）日の前日までに届かない場合は、会計隊までお問い合わせ願います。

4 問い合わせ先

航空自衛隊小松基地会計隊契約班

TEL 0761-22-2101（代表）

FAX 0761-22-2104（直通）